

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

### 3. 当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

### 4. その他

#### ■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

##### ・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の100倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が100口の場合、10,000口と表示されます。

##### ・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の1,000倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が100口の場合、100,000口と表示されます。

#### ■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- ・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

#### ■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

##### （例1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000円×100万口÷10,000口×3.3%＝33,000円となり、合計 1,033,000円（税込）お支払いいただくこととなります。

##### （例2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10米ドル（1口あたり）で1万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10米ドル×1万口÷1口×3.3%＝3,300米ドルとなり、合計 103,300米ドル（税込）お支払いいただくこととなります。

(例3) 金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

## 5. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目12番32号
- ・ 設立 1999年5月
- ・ 資本金 13,195,101,821円※
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・一部IP電話）  
ログインIDと電話認証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

### **当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部IP電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8時00分～17時00分（平日）

## **金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住 所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

以 上

(2025年8月)

KTM\_TOUSHIN\_3.0



# 日興BRICs株式ファンド

追加型投信／海外／株式



次代につながる成長力に投資します。

BRICsとは、ブラジル・ロシア・インド・中国の、成長が期待される4カ国を示します。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興BRICs株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年7月15日に関東財務局長に提出しており、2022年7月16日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	23兆8,203億円 (2022年10月末現在)

### ロシア企業の株式への投資について

当ファンドではロシア企業の株式(預託証券を含みます。以下同じ。)の売買を行なっておらず、換金不能なロシア企業の株式の評価について、実質的にゼロ評価としています(2022年10月末現在)。これは、ロシアのウクライナ侵攻に端を発して、以下に挙げる事象が生じており、投資対象市場でロシア企業の株式の取引が成立せず、決済も出来ない状況となっているためです。

- 配当金や売買代金について、ロシアの非居住者に受取制限がかかっていること。
- 決済機構やSWIFTから排除され、株式や為替の決済・受渡が行なえないこと。
- モスクワ証券取引所上場株式と預託証券の交換が停止されていること。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

BRICsのそれぞれの国の株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指します。

## ファンドの特色

### 1 長期的に高い経済成長が見込まれるBRICs諸国(ブラジル、ロシア<sup>※1</sup>、インド、中国<sup>※2</sup>)の企業の株式を主な投資対象とします。

投資対象には、投資対象企業が自国通貨建てで発行している株式のほか、他国通貨建てで発行している株式(これらの多くは、自国ではなく他国の証券取引所で売買されています。)、当該株式を裏付け資産としたDR<sup>※3</sup>も含まれます。当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式であり、各株式への投資は、これらを主要投資対象とする投資信託証券を通じて行ないます。また、原則として為替ヘッジは行ないません。

※1 ロシアには、ロシア経済の恩恵を受けると見込まれるロシア以外のCIS加盟国とトビア、エストニアおよびリトアニアなどを含みます。

※2 中国には、中国経済の恩恵を受けると見込まれる香港・台湾を含みます。

※3 Depository Receiptの略で銀行などが発行する預託証券のことです。株式の発行された国以外の国において、当該株式を裏付けとして発行される証券です。預託証券の保有者は、株主とほぼ同様・同等の権利を与えられます。例えば、アメリカの銀行により発行され、アメリカで取引される預託証券のことを特にADR(American Depositary Receipt)といいます。

### 2 各地域の運用は、それぞれの運用会社がそれぞれの特色を活かした運用を行ないます。

各地域の運用は、ブラジル株式においては、現地で豊富な経験のあるイタウ・アセットマネジメントからの助言を受けて、日興アセットマネジメント アメリカズ・インク、ロシア株式においては、エマージング市場における運用の第一人者であるJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク、インド株式および中国株式においては、現地の情報を活用し日興アセットマネジメント アジア リミテッドが運用を行ないます。

### 3 各地域の経済情勢および株式市場動向などを考慮し、投資比率の見直しを行ないます。

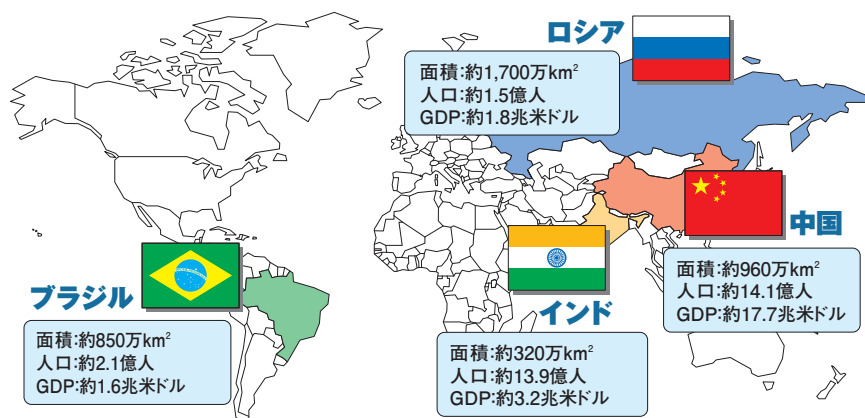
日興アセットマネジメント アジア リミテッドから各国経済情勢および市場環境などを考慮したアセット・アロケーションの投資助言を受け、日興アセットマネジメント株式会社が投資比率の見直しを行ないます。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## BRICsとは

BRICs(ブリックス)とは、発展が期待されるブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド(India)、中国(China)の頭文字を並べた4か国の総称です。

これら4か国で世界の人口の約41%と世界の国土の約30%を占めており、豊富な天然資源と工業力などを背景に、今後の経済発展が期待されています。



国名	世界シェア
1 アメリカ	15.4%
2 ロシア	13.4%
3 サウジアラビア	12.4%
4 イラク	5.9%
5 中国	4.9%
その他	48.0%

国名	世界シェア
1 アメリカ	23.4%
2 ロシア	18.3%
3 イラン	5.7%
4 中国	4.3%
5 カナダ	4.3%
その他	44.0%

国名	世界シェア
1 中国	54.4%
2 インド	10.7%
3 インドネシア	8.1%
4 オーストラリア	6.0%
5 ロシア	5.3%
その他	15.5%

国名	世界シェア
1 オーストラリア	36.5%
2 ブラジル	17.9%
3 中国	14.9%
4 インド	8.3%
5 ロシア	4.1%
その他	18.3%

国名	世界シェア
1 オーストラリア	28.5%
2 中国	22.7%
3 ギニア	15.0%
4 ブラジル	12.5%
5 インド	7.4%
その他	13.9%

※上記各データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※「データブック オブ・ザ・ワールド2022」(二宮書店)およびIMF「World Economic Outlook, October 2022」からデータを取得し日興アセットマネジメントが作成しています。

※人口、GDPは2021年の値です。

## BRICs各国の紹介

BRICs諸国は、中長期的な経済成長が期待されており、価格変動などのリスクは高いものの、株式市場の成長も期待されます。

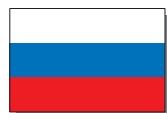
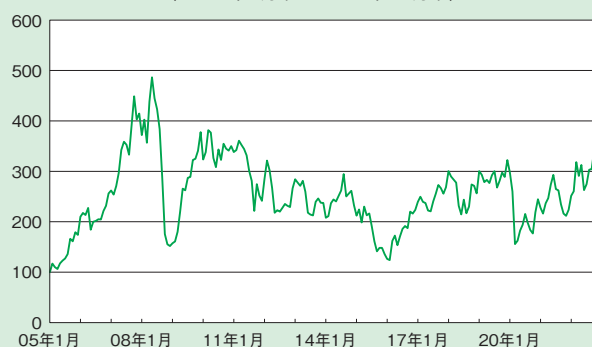


～南米の貿易拠点～

### ブラジル (Brazil)

ボベスバ指数

(2005年1月末～2022年10月末)



～世界有数の資源大国～

### ロシア (Russia)

RTS指数

(2005年1月末～2022年10月末)



～内需主導で成長してきた国～

### インド (India)

SENSEX30指数

(2005年1月末～2022年10月末)



～世界第二位の経済規模を誇る～

### 中国 (China)

香港ハンセン指数

(2005年1月末～2022年10月末)

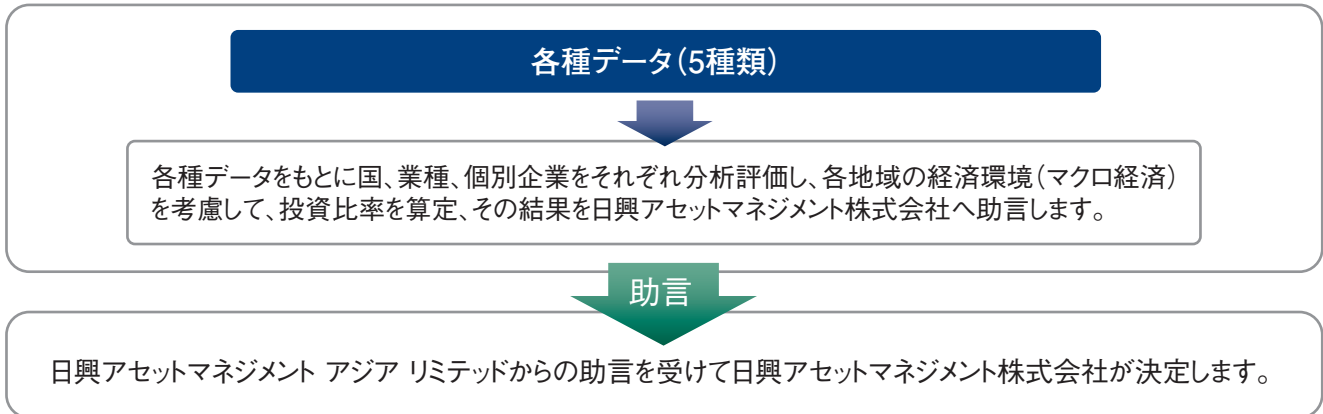


※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
 ※上記は信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが各指数を円換算して作成しています。  
 ※各グラフは2005年1月末を100として指数化しています。

## アセット・アロケーションについて

5つの要素をもってBRICs諸国を相互比較し、日興アセットマネジメント アジア リミテッドがアセット・アロケーションを助言し、日興アセットマネジメント株式会社が決定します。

### 【アセット・アロケーションの決定方法】



■各種データとは、

- ①株価／予想収益率、②株価／予想収益率のモメンタム、③収益性モメンタム、④株主資本利益率、⑤株主資本利益率モメンタム を指します。

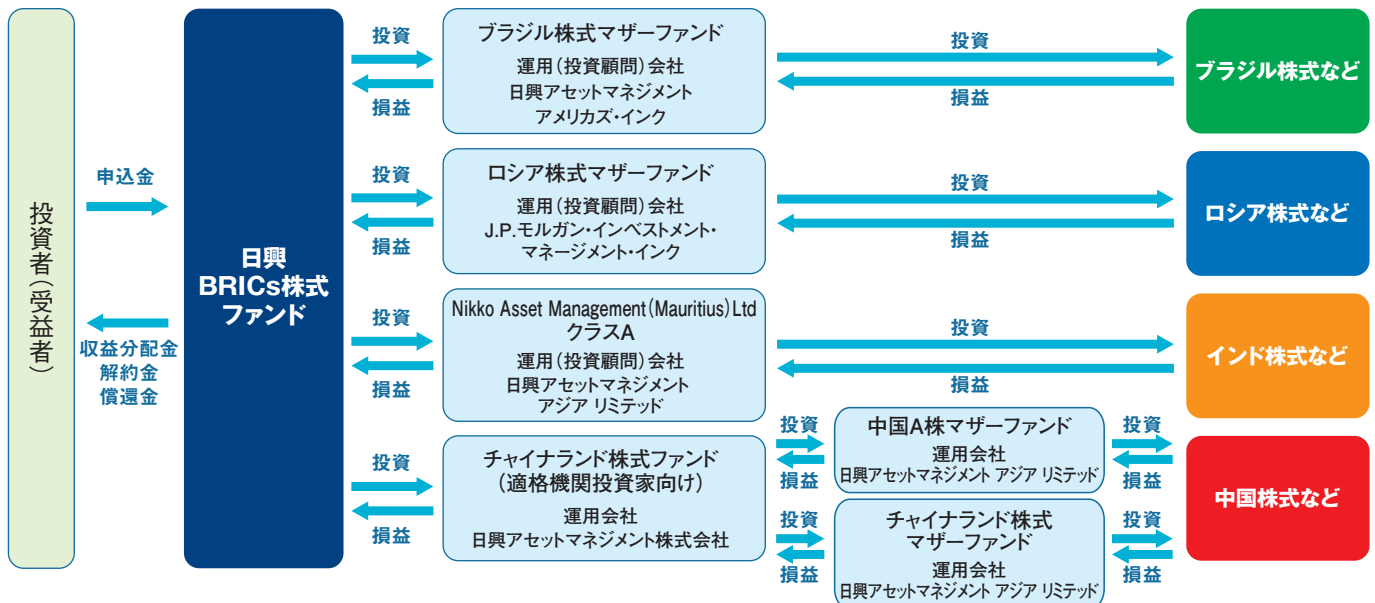
※上記は2022年4月末現在のものであり、将来変更になる可能性があります。

## ファンドの運用体制について

各地域の運用に実績のあるマネジャーの運用能力を活用できるファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

### 【ファンドの仕組み】

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※投資先投資信託証券は適宜見直しを行ないます。

(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。  
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- エマージング諸国の株式は、先進諸国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

### 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- エマージング諸国の株式は、先進諸国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

### 信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般にエマージング諸国は、情報の開示などが先進諸国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- エマージング諸国においては、先進諸国と比較して、証券の決済・保管などにかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者などの固有の事由または政府当局による規制などにより、決済の遅延・不能などが発生する可能性もあります。これらの要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

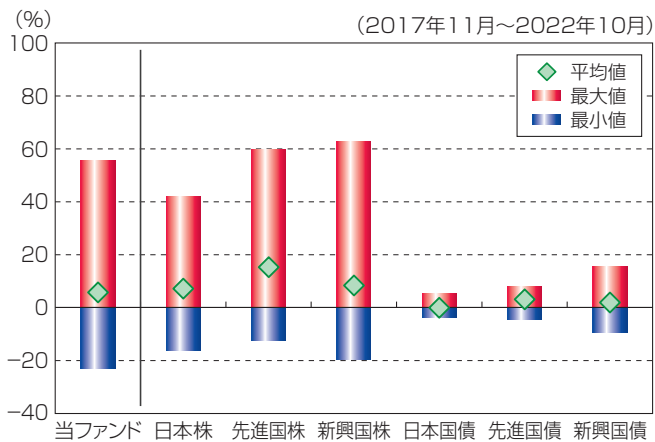
## リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2022年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.8%	7.2%	15.3%	8.4%	0.0%	3.2%	2.0%
最大値	55.7%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	15.7%
最小値	-23.0%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-3.7%	-4.5%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

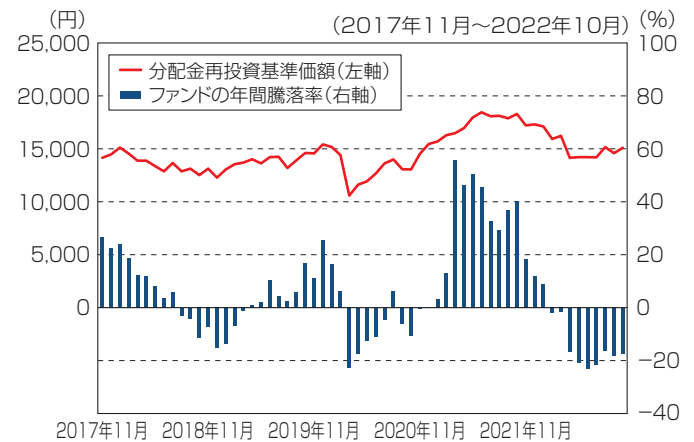
日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2017年11月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額 ..... 14,675円  
純資産総額 ..... 59.17億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2012年10月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間で分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	設定来累計
100円	100円	100円	100円	0円	1,300円

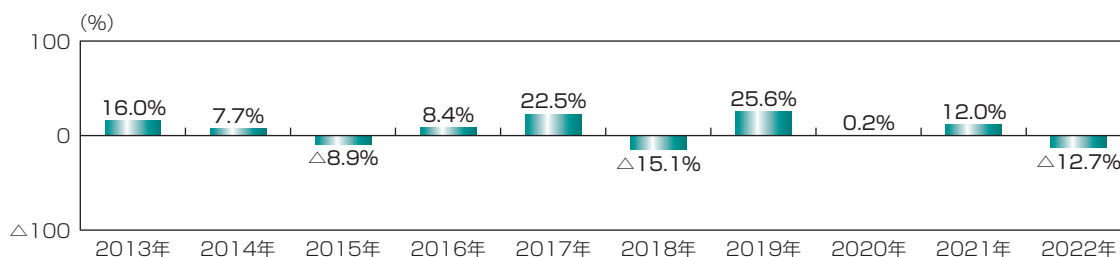
主要な資産の状況

<資産構成比率>

投資信託証券名称	投資国	比率 <sup>*1</sup>	株式組入上位銘柄	業種	比率 <sup>*2</sup>
ブラジル株式マザーファンド	ブラジル	35.6%	VALE SA	素材	11.5%
			PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	7.4%
			ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	銀行	6.4%
ロシア株式マザーファンド	ロシア	1.3%	HALYK SAVINGS BANK-GDR REG S	銀行	46.2%
			VTB BANK PJSC	銀行	14.1%
			UNITED CO RUSAL INTERNATIONA	素材	11.4%
Nikko Asset Management (Mauritius)Ltd クラスA	インド	33.3%	ICICI Bank Limited	Financials	7.8%
			Reliance Industries Limited	Energy	7.2%
			Infosys Lintied	Information Technology	5.1%
チャイナランド株式ファンド (適格機関投資家向け)	中国	27.2%	CHINA OILFIELD SERVICES-H	エネルギー	4.7%
			PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	4.5%
			TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	4.1%
現金その他		2.5%			

※1:当ファンドの純資産総額比率です。また、四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。  
※2:投資信託証券の純資産総額比率です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※当ファンドには、ベンチマークはありません。  
※2022年は、2022年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2022年7月16日から2023年7月14日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・サンパウロ証券取引所の休業日 ・香港証券取引所の休業日 ・ロシア証券取引所の休業日 ・シンガポール証券取引所の休業日 ・ムンバイの証券取引所の休業日 ・シンガポールの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2026年4月15日まで（2006年3月1日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	<b>換金時の基準価額に対し0.4%</b>

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.683%(税抜1.53%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;運用管理費用の配分(年率)&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>1.53%</td> <td>0.60%</td> <td>0.85%</td> <td>0.08%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</p> <p>※当ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p> <p>※投資対象とする「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.53%	0.60%	0.85%	0.08%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率																			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社																
1.53%	0.60%	0.85%	0.08%																	
委託会社	委託した資金の運用の対価																			
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																			
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																			
投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対し年率0.34%(税抜0.325%)程度																			
実質的な負担	<b>純資産総額に対し年率2.023%(税抜1.855%)程度</b> ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。																			
その他の費用・手数料	諸費用 (目論見書の作成費用など)	<b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b> 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。																		
	売買委託手数料など	組入る有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。																		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年1月13日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





A series of horizontal dashed teal lines spaced evenly down the page, providing a template for handwriting practice.

**nikko am**  
Nikko Asset Management